



「訪問買い取り」トラブル発生中！



不用品を買い取るというので家に来てもらった事業者に、強引に貴金属を買い取られたという相談がありました。

- ➡ 貴金属の売却を迫られてもきっぱり断る！
- ➡ 突然訪問してきた業者は家に入れない！
- ➡ 交付された書面はしっかり確認！
- ➡ クーリング・オフ期間内は引き渡しを拒める！

事業者とのトラブルは消費者センターに相談を！

トラブルの相談は早めに消費者センター(TEL728-2121)または消費者ホットライン(TEL188)へ

【相談件数が急増した商品・役務】

● 玩具（6月：1件 ➡ 7月：4件）

相 談

動画閲覧中に、AI搭載の犬型ロボットの広告を見て、クレジットカード払いで注文した。広告では本物の犬のようだったが、届いた商品は電池で動くだけの幼児用玩具だった。

注文受付メールには会社名や電話番号の記載がなく、送付票の依頼主欄の会社に電話しても繋がらない。

クレジットカード会社に広告と商品の写真を送り、異なる商品のため支払いを停止したいと申し出たが、写真では相違点はなく、証拠が足りないと言われた。返品・返金を希望。

助 言

ネット通販では、広告に事業者名・住所・電話番号・代表者名・商品代金・支払時期と方法・返品特約等を表示するよう法律で決められています。

消費者センターから送付票の返品先業者に電話すると、同社は通関業者で、商品は中国の通関業者からの依頼品であり、送付票の依頼主欄の会社は実体がない可能性があるとのことでした。

相談者には、再度クレジットカード会社に連絡し、送付票の依頼主欄の会社は実体がない可能性があり連絡が取れないこと、広告を提示したうえで、届いた商品と明らかに違うことを伝え、支払停止の交渉をするよう助言しました。



しつこい訪問販売に困っていませんか？



訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（Tel211-2245）までご連絡ください。